

## 第21期第8回高知県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年10月28日(金) 14時00分から16時00分
- 2 開催場所 高知市本町5丁目6-42 高知会館 3階「平安」
- 3 出席委員 林田千秋、筒井一水、大木正行、御処野誠、島崎章、  
西脇亜紀、川村寛二、堀澤栄、百田美知(計9名)  
署名委員 百田美知、堀澤 栄  
県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長  
内水面漁業センター 石川チーフ  
漁業管理課 浜渦課長、飯田副参事  
事務局 井上書記長、谷口書記、坂本書記
- 4 審議事項  
第1号議案 漁業権の一斉切替えに関する取扱方針について  
第2号議案 漁業規則の一部変更について(嶺北漁業協同組合)  
第3号議案 令和4年度うなぎ稚魚(しらすうなぎ)特別採捕取扱方針について
- 5 報告事項  
(1) うなぎ稚魚(しらすうなぎ)採捕による混獲調査について
- 6 議事内容

井上書記長

定刻となりましたので、ただ今より第8回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

それでは本日の会議ですが、委員定数10名のうち9名にご出席していただいておりますので、高知県内水面漁場管理委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

まず初めに、資料の差し替えをお願い致します。お手元に、資料1の目次、37-38ページ、65-66ページの3枚を置かせていただきました。皆様に事前に送付した資料1を差し替えていただけますでしょうか。大変申し訳ございません。また、WEB参加の百田委員、堀澤委員様には事前に郵送させていただきましたが、届いておりますでしょうか。

では、会議規則第1条に従いまして、林田会長に議長をお願いしたいと思います。

それでは、会長お願いいたします。

林田会長

本日は、お忙しい中、委員の皆さま方にはご出席いただき心から感謝申し上げます。

それでは、早速ですが水産振興部長から、挨拶をお願い致します。

松村部長

みなさま、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。

本日は皆様方、何かとご多用中のところ同委員会にご出席いただき、

まことにありがとうございます。また、本日も前回に引き続きまして、リモート参加可の会とさせていただきます。今後ともご不便をおかけすることがあろうと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

さて、本日は3件の議案と1件の報告事項がございます。

まず第1号議案は、「漁業権の一斉切替えに関する取扱方針の策定について」でございます。高知県の漁業権は全て、来年の8月31日に、存続期間満了のため消滅しますので、来年9月1日の一斉切替えに向け、内水面漁場計画の設定や、漁業権の免許に関する取扱方針を策定するため、当委員会のご意見を伺いたいというものです。

第2号議案は、嶺北漁業協同組合の「遊漁規則の一部変更について」でございます。今回の変更はあゆの資源保護のためのと網、なげ網の禁止期間の延長と禁止区域の追加などを審議いただきます。

第3号議案は、令和4年度うなぎ稚魚特別採捕取扱方針についてでございます。前回の委員会では、意見公募（パブリックコメント）を行う前の案を報告させていただきましたが、今回はその意見公募でいただいたご意見についてもご報告をさせていただきますご審議をお願いするものでございます。

報告事項は、昨年度から始まりましたシラスウナギ採捕におけるアユの稚仔魚等の混獲調査について、今年度の計画についてご説明をさせていただきます。

詳細につきましては、それぞれ後ほど担当から説明をいたしますので、委員の皆様には、適切にご意見、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

**林田会長**

ありがとうございました。

それではただいまから、会に移りたいと思います。

まず、本日の欠席委員ですが、山下委員1名でございます。

次に、議事録署名委員ですが、本日の議事録署名委員は、百田委員、堀沢委員をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

それでは早速ですが議題に入ります。第1号議案、「漁業権の一斉切替えに関する取扱方針について」について、事務局の説明を求めます。

## 谷口書記

それでは、第1号議案 漁業権の一斉切替えに関する取扱方針について、ご説明をいたします。

それでは座って説明をさせていただきます。

まずはじめに、資料1の1ページをご覧ください。諮問文の朗読から始めさせていただきます。

4 高漁管第777号、令和4年10月21日。高知県内水面漁場管理委員会、会長、林田千秋様。高知県知事、濱田省司。令和5年度漁業権の一斉切替えに関する取扱方針について。共同漁業権及び区画漁業権に係るこのことについて、別添案のとおり策定したいので、貴会の意見を伺います。それでは差し替えをお願いしました資料裏の目次をご覧ください。目次で資料の構成を、順番にご説明、申し上げます。1番目は、先ほど読み上げました「諮問文」です。2番目の「漁業権の一斉切替えに関する取扱方針の概要について」は、今回の主な変更点を簡潔にまとめたページです。3番目の「水産政策の改革について」は、水産庁が作成した資料の中から参考になる部分を抜き出したものです。4番目が、「漁業権の一斉切替えに関する取扱方針」でございます。これが、今回、ご意見を伺う中身となります。5番目は、新旧対照表です。今回の取扱方針と、前回5年前の取扱方針を比較したものがほとんどですが、共同漁業権は10年前、各漁業権は5年前の取扱方針と比較したものになります。新旧対照表の次は、国からの技術的提案でございます。6番目は今回の作業日程、免許までのスケジュールでございます。7番目の「内水面漁場計画の作成等について」は、令和4年4月14日付けで水産庁から通知された技術的助言です。8番目の「漁業権行使規則等の作成及び認可について」は、令和4年7月26日付けで水産庁から通知された技術的助言です。9番目の、「遊漁規則の作成及び認可について」も、同じく同日付けで水産庁から通知された技術的助言でございます。

10番目は「漁業権免許状況」でございます。現在の高知県の漁業権の免許件数を種類別に整理をしております。11番目は、「漁業権一斉切替えに関するフロー」図です。12番目は、「漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め」について、平成25年5月28日付けの高知県公報に掲載したときのコピーでございます。内水面に係る部分だけを抜粋しております。

13番目は、「漁業の免許」について、平成25年9月1日付けの高知県公

報に掲載されたものです。こちらにも内水面に係る部分についてを抜粋しております。最後に免許に係る関係法令ですが、14番目が令和2年12月に施行された改正後の漁業法となっております。15番目は改正前のもので、参考のためにお付けをしております。

それでは、令和2年12月の漁業法改正の概要について、ご説明をいたします。というのも、今回の取扱方針を作成するため、前回の取扱方針と前々回の取扱方針をベースとしましたが、変更箇所がほとんどが、漁業法改正によるものですので、漁業法の改正について、簡単にご説明をしたいと思います。

資料の3ページをご覧ください。こちらは、2019年8月の水産庁の資料から抜粋をしたもので、主な改正点としまして漁場計画のプロセスの透明化についてを説明したものです。資料中の海区漁場計画は、内水面漁場計画に、海区漁業調整委員会は、内水面漁場管理委員会に読み替えていただければと存じます。ページの中程に「免許のプロセスに係る変更点」としまして、矢印の根元部分にあります「関係者の要望や漁場条件の調査」が漁業法の改正により新たに規定されました。（関係条文は、資料P163左側上部第64条第1項～第3項）。

次に、ページをめくっていただきまして、主な改正点、丸2、免許の優先順位の見直しがございます。改正前は、漁業権の種類別に優先順位が定められていました。例えば、表の中の上から4つ目、区画漁業権のカッコの中の下側、真珠養殖以外で説明をいたしますと、従来、優先順位の1位は「当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民」でした。優先順位第2位は「当該海区では経験がないが同種漁業の経験がある地元漁民」で、以下36位まで法定をされておりました。右隣の枠をご覧ください。法律改正後は、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許をされることとなりました。この場合の適切かつ有効の考え方については、少し後でご説明を申し上げます。なお、従来あった特定区画漁業権が無くなり、新しい用語として団体漁業権、個別漁業権が規定をされております。団体漁業権は組合管理の漁業権のことでありまして、漁業協同組合が漁業権の免許を受けて、漁業権行使規則を制定し、組合員に行使をさせる漁業権のことです。個別漁業権とは、経営者に直接免許をされる漁業権のことであり、団体漁業権以外の漁業権となります。

次のページは、主な改正点、丸3、区画漁業権の設定と免許の流れです。ここでは、灰色の矢印の出発点と、黒色の矢印の出発点の重なっているところにご注目ください。Yes、Noの分かれ目の部分でございます。既存の漁業権者が適切かつ有効に活用している場合は、Yesの矢印に従って、類似漁業権として設定いたします。ここで、既存の漁業

権者が漁協様であるときは、団体漁業権として設定し、従前の漁協に免許をされることとなり、既存の漁業権者が経営者であるときは個別漁業権として設定し、従前の経営者に免許されることとなります。反対に、適切かつ有効に活用しているとは認められなかった場合や、あるいは新規に漁業権を設定する場合には、黒色の矢印に沿って右の方へ進みまして、海面を最大限に活用するために新たな漁業権として設定します。ここでは、漁場の活用の現況及び検討結果に照らして漁業生産力の発展に最も資するか否かによって、団体漁業権とするか個別漁業権とするかを判断していきます。

それでは、次のページをご覧ください。先ほどから何度もお話をしました「適切かつ有効」の考え方でございます。上の方の細長い枠の中を読み上げます。「単に生産金額や生産数量等のみをもって判断するものではなく、漁場の利用状況や法令遵守の状況等の事情を総合的に考慮することが適当。仮に他の漁業者に支障を及ぼす、海洋環境の悪化を引き起こす、合理的理由なく一部を利用しない等、必要な場合は都道府県知事が指導・勧告。」というものです。その下、左の枠内に、具体的な例示などが記載されております。さらにその下の矢印の下の枠に記載されておりますように、資源管理の状況等の報告が大切なものとなっております。以上、簡単ではありますが、漁業法改正による、漁業権に関する部分の主な変更点についてご説明申し上げました。

それでは、資料が前後してすみませんが、資料の始めの方に戻っていただきまして、資料の2ページ目をご覧ください。このページの2番が、漁業法の改正に伴う取扱方針の主な変更点をまとめたものになります。一つ目の丸印、利害関係人の意見としましては、内水面漁場計画の案を内水面漁場管理委員会に諮問するより前に、利害関係人の意見を聴く機会を設けるため、インターネット等で内水面漁場計画の素案を公表することとなりました。

矢印により、この資料の何ページ目に影響したものかを示していますが、具体的な変更の説明は、後ほど新旧対照表を使って申し上げますので、ここでは続けて二つ目の丸印をご覧ください。

二つ目の丸印、免許の優先順位の見直しとしましては、詳細かつ全国一律に免許の優先順位を規定していた条文が撤廃され、適切かつ有効に活用している漁場は「類似漁業権」として設定し、既存の漁業者に優先して免許されることとなりました。

三つ目の丸印、漁業権者の責務としましては、漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用し、漁業生産力を発展させるための計画を作成し、1年に1回以上点検することとなりました。

四つ目の丸印、資源管理の状況等の報告としましては、漁業権者は、

資源管理に関する取組の状況及び操業日数、漁獲量その他の漁場の活用  
の状況を1年に1回以上知事に報告し、団体漁業権については、組合員  
行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況についても報告することと  
なりました。

五つ目の丸印、漁業権行使規則としましては、漁業権行使権者に金銭  
を賦課するときは、その詳細をを漁業権行使規則に規定することとなり  
ました。

法改正に伴う取扱方針の主な変更点としましては、以上になります。

それでは、「令和5年度 漁業権の一斉切替えに関する取扱方針」の中  
身の説明に入らせていただきます。はじめに、取扱方針案の全体的な構  
成と概略を説明し、そのあとで、過去に策定した取扱方針と比較した主  
な変更箇所の説明をさせていただきたいと思えます。

資料の7ページからが取扱方針の案でございます。次のページをご覧  
ください。まず1に内水面漁場計画の作成の基本的な考え方。2は、全  
般的な取扱い。3は、共同漁業権の取扱い。4は、区画漁業権の取扱い。  
5は、漁業権行使規則の事前検討。となっております。

次の11ページは漁場計画設定申請の要領でございます。1番目に、漁  
業権の種類に応じて様式が定められていることを示しております。2番  
目に提出部数が1部であることを示し、3番目に提出期間を示し、最後  
に必要な添付書類について、漁業権の種類ごとに示しております。資料  
の13ページ目からは、その様式です。資料の27ページまでが、漁場計画  
設定申請書に関する様式となっております。その次のページは漁場計画  
設定申請書に関する添付書類の一覧表でございます。

次の29ページは漁業権免許申請要領でございます。1番から6番まで  
免許申請書の基本的な事項を示しております。次のページからは漁業の  
種類別に場合分けを行い添付すべき書類を示しております。資料の32ペ  
ージからが免許申請書の様式でございます。資料の34ページをご覧だ  
さい。様式3は、漁業権行使規則認可申請書となっております。高知県  
では免許申請と行使規則認可申請書を同時に提出していただく取扱とし  
ております。この行使規則認可に関する書類についても、免許申請に係  
る様式として位置づけられております。こちらから資料の44ページの様  
式10までが免許申請に係る様式となっております。

45ページから71ページは、前回更新との変更点を新旧対照表により、  
整理しております。変更箇所にはアンダーラインを引いております。国  
の技術的助言に基づいた文言の修正や法改正による条項のずれなどの変  
更については説明を割愛させていただきます。

45ページから48ページが取扱方針の新旧対照表です。

2の全般的取り扱いについて、46ページをご覧ください。(4)と(6)、

(7)に今回新たに、冒頭に説明をしました漁業法改正による類似漁業権や団体漁業権、活用状況などの点検についてを整理しております。右側、旧の(4)では新規漁場計画の定義について整理をしておりましたが、左側の新しい(4)では、今回は適切かつ有効に利用されている既存の漁業権は類似漁業権となるとの説明を載せています。言い換えますと、この説明にあたらぬものは新規の漁業権、漁場計画となります。(6)は団体漁業権の計画の作成と1年1回以上の点検について、(7)は漁業権者の県への年1回以上の資源管理と漁場の活用状況の報告義務についてを記載しております。

続きまして47ページ、4の区画漁業権ですが、右側(1)の養殖業の生産性の向上や環境保全についての表現を国の技術的助言に基づき、左側(1)の「漁場計画の設定に当たっては、共同漁業及びその他漁業との調整を図るとともに、養殖業の成長産業化と養殖漁場の環境保全に努め、養殖経営の安定を期するものとする。」といった表現に改めています。また、左側(3)の行使状況の報告については、次の5 漁業権行使規則の事前検討の(7)に記載することとなったので、ここでは削除をしています。

続きまして5の漁業権行使規則の事前検討です。

次のページの(6)をご覧ください。これまで、この漁場改善計画の記述については内水面にはございませんでしたが、持続的養殖生産確保法に基づく「持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針」は、内水面養殖業もその対象であるため、今回から記載するものです。

次の(7)は行使状況の報告の規定について、新たに記載しております。

次の49ページからは、漁場計画設定申請要領です。

2の提出部数については2部から1部に減らし、漁協様や漁業者様の事務負担を減らそうとするものです。

3番目は提出期間です。前回10年前とおおよそ同じ提出期間となっております。

4以降には大きな変更はございません。

資料の51ページから漁場計画設定申請書の様式でございます。主な変更点としましては、代表者の印を不要としました。漁業者等の事務負担を減らすという主旨でございます。

続きまして56ページをご覧ください。ここからは漁業権免許の申請要領です。次の57ページから添付すべき書類を整理をしております、この変更点については様式の新旧対照表を用いてご説明致しますので、59ページをご覧ください。こちらの免許申請書様式においては、組合長印の押印を省略せずに残しております。漁場計画設定申請書のときは、押

印を不要としましたが、免許の申請については、引き続き押印を残しております。この申請書に基づき、物権としての性質を有する漁業権の登録を行い、免許状を交付することとなるため、免許申請に直接関係する書類については今回も押印を残しております。

65ページをご覧ください。こちらは免許についての適格性を規定する漁業法第72条の水産動植物の採捕や養殖をする者の世帯数を確認する書類です。これまで、市町村に証明願いを提出していただき、市町村から証明をしていただく形を取っておりましたが、実態をより正確に把握しているのは漁協様などの申請者であると考え、海面と同様に市町村を経由せずに申請者様から直接県へ調書を提出していただく形としたものです。なお、本稿65ページが共同漁業権と類似漁業権にはあたらない新規漁業権の場合、次の66ページが既存の類似漁業権にあたる区画漁業権の場合の調書となっております。

次に資料の71ページをご覧ください。今回から新たに漁業及び労働関係法令の法令遵守と、暴力団との関係がないことに付いての誓約書を追加しております。

資料の72ページをご覧ください。こちらは漁業権の一斉切替えに関する作業日程です。左側に内水面漁場管理委員会に関する作業が、中列に県に関する作業が、右列に漁協主様や漁業者様に関する作業が時系列別にまとめてございます。この中で、2月から3月にかけて予定をしている内水面漁場計画素案の公表（利害関係人意見聴取）は、今回の一斉切替えから漁業法の改正により新たに加わったプロセスでございます。

最後となりますが、今回の改正についての内水面漁協様向けの説明会を、11/15に幡多総合庁舎と仁淀川漁協様の会議室で、11/17に奈半利川淡水漁協様の会議室で行う予定で、内水面漁協様にはご案内をすでに発出しております。このような機会でも実際に申請事務を行う方々にもご説明を行いまして、適切に作業を進めてまいりたいと思います。

また、これらの要領、様式部分の軽微な見直しについては、事務局に一任していただければと存じます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

林田会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ご意見がないようでしたら、第1号議案「漁業権の一斉切替えに関する取扱方針について」は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

林田会長

それではご異議がありませんので、原案のとおり承認するという  
ことで、知事に答申することといたします。

続きましては、第2号議案、「遊漁規則の一部変更について（嶺北漁業  
協同組合）」について、事務局の説明を求めます。

谷口書記

それでは、第2号議案につきまして、ご説明をいたします。  
資料2をお願いいたします。資料を1枚めくっていただいて、1ページ  
目の諮問文を朗読いたします。

4 高漁管第775号 高知県内水面漁場管理委員会様 嶺北漁業協同組  
合から、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更について認可申請があり  
ましたので、漁業法第170条第4項の規定により諮問します。 令和4年  
10月21日 高知県知事 濱田省司

座って説明をさせていただきます。

それでは、資料の4ページの嶺北漁業協同組合の変更理由書をご覧  
ください。

今回の変更はアユ資源への影響を考え、漁獲効率の高いと網・なげ網  
の禁止期間を延長すると共に、その禁止区域についても新たに2区間を  
追加するものです。

1ページ飛ばしまして6ページをご覧ください。この変更の詳細を新  
旧対照表を用いてご説明いたします。

左側が「改正後」、右側が「改正前」となっておりまして、変更部分に  
はアンダーラインを入れております。

まず、期間についてです。右側、改正前の エ 期間 の列をご覧くだ  
さい。こちらには「6月15日午前5時から12月31日午後5時まで。」とな  
っておりまして、ただし、以降に、7月15日午前5時からの解禁としてい  
る区域を整理しています。この期間を、左側の新しい エ 期間 の列にあり  
ますように、「7月15日午前5時から12月31日午後5時まで」とし、全て  
の区域で7月15日からの解禁としようとするものです。

次に、禁止区域です。右側、改正前の ウ 区域 の列をご覧ください。

これまでは「吉野川本流の徳島県と高知県との県境から吾川郡いの町高藪の高藪えん堤までの区域」を投網なげ網の可能区域とし、ただし、以降の、「同川の長岡郡大豊町東土居の同川と吉野川支流南小川との合流点から豊永大橋までの区域」を、禁止区域にしておりました。この禁止区域について、まず「吉野川支流南小川との合流点から豊永大橋までの区域」を「吉野川支流南小川との合流点から下流の豊永大橋までの区域」に表現を改めると共に、「同郡本山町の山崎えん堤から下流65メートルまでの区域」及び「土佐郡土佐町田井の吉田橋から上流の早明浦ダム直下までの区域」の2区域を新たに禁止区域として追加するものです。これらの区域について、説明をします。5ページをご覧ください。

上段には吉野川遠景をお示ししておりまして、下段右側に拡大しておりますのが「大豊町東土居の同川と吉野川支流南小川との合流点から豊永大橋までの区域」の周辺です。この中で右上にお示ししているのが豊永大橋で拡大図の中の左側、吉野川から下に分岐している支流が南小川で、豊永大橋からこの合流点までが対象区域となります。

次に下段中央に拡大しておりますのが、「本山町の山崎えん堤から下流65メートルまでの区域」の周辺です。こちらには発電用の山崎ダムがございます、そのえん堤から65メートル下流までが対象区域となります。最後に下段左に拡大しておりますのが、「土佐町田井の吉田橋から上流の早明浦ダム直下までの区域」の周辺です。右下に架かっておりますのが吉田橋で、左上が早明浦ダムのえん堤で、この間の区間が対象区域となります。

以上が、今回の変更の概要となります。

7ページ以降には、今回の改正案を反映した遊漁規則を添付しております。

最後に2ページにお戻りください。

こちらは県公報の登載案でございます。こちらにつきましては、本日も承認をいただきました場合には、早急に県法務文書課に登載の手続きを進めますが、内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合には、事務局に一任させていただきますよう、お願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

林田会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ないですか。ご意見がないようでしたら、  
第2号議案「遊漁規則の一部変更について（嶺北漁業協同組合）」は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

林田会長

それでは「異議なし」ということで、ご異議がありませんので、原案のとおり承認するというので、知事に答申することといたします。それでは早速ですが議題に入ります。

第3号議案、

「令和4年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針について」、事務局の説明を求めます。

谷口書記

それでは、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料3の1ページをお願いいたします。まず、諮問文を朗読致します。4高漁管第776号 令和4年10月24日 高知県内水面漁場管理委員会 会長 林田千秋様 高知県知事 濱田省司 令和4年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針について うえのことについて、別紙（案）により措置したいので、貴会の意見を伺います。

座って説明をさせていただきます。

2ページ目をご覧ください。「しらすうなぎの特別採捕許可と集出荷について」です。初めに特別採捕許可とは何かということと、しらすうなぎの集出荷の流れについて説明をさせていただきます。

特別採捕許可とは何か？ということについてです。

高知県漁業調整規則では、採捕の禁止期間や全長等の制限、漁具漁法の禁止など、制限や禁止に関する事項が掲げられています。

しかし、試験研究、教育実習、増養殖用の種苗の供給のための水産動植物の採捕については、規則第47条の試験研究等の適用除外ができることになっています。

そして今回のしらすうなぎの特別採捕の場合は、規則第34条の全長等の制限において、全長21センチメートル以下のうなぎは採捕してはならないことになっていますが、うなぎ増養殖用の種苗の供給のため、つまり高知県の養鰻事業者が養殖を行うために必要なシラスウナギを供給するために、これを適用除外し、しらすうなぎについての特別採捕を許可

するものです。そして、今回ご審議をいただくのはその特別採捕許可の取扱方針についてです。

その下になります。しらすうなぎの集出荷について簡単にご説明をいたします。県内の漁協等である許可名義人から県は申請を受け、特別採捕許可を許可名義人に出しますが、実際にしらすうなぎを採捕するのは、特別採捕許可証の採捕に従事する者の欄に名前が記載されている採捕従事者になります。

昨年度までの出荷の流れについて説明をいたしますと、許可名義人は採捕従事者からしらすうなぎを集め、高知県しらすうなぎ流通センターに出荷することとなっております。

しかし、許可名義人が直接、高知県しらすうなぎ流通センターに出荷をできない場合は、集出荷業務を代行するものとして指定集荷人を置くこととなっております。採捕従事者は指定集荷人に出荷し、指定集荷人が高知県しらすうなぎ流通センターに出荷することとなっております。

なお、この高知県しらすうなぎ流通センターは、しらすうなぎの集荷と県内の養鰻業者への供給を適切かつ円滑に実施するために、高知県で採捕されたしらすうなぎの一元集荷を目的に作られた団体で、その組織体制の健全化や透明化を図るために、令和2年11月に一般社団法人に法人化をしています。

それでは3ページをご覧ください。

これらを踏まえまして、「令和4年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針」につきまして、重要な点、改正点をご説明します。今回の改正点は2点です。

1点目の変更は採捕従事者などの欠格事項を規定している第6条についてです。

7ページをご覧ください。第6条では第1項で採捕従事者の欠格事項を、第2項で指定集荷人及び現場責任者の欠格事項を整理しています。昨年度まで第1項の第1号及び第8号は、指定集荷人及び現場責任者の欠格事項として含まれておりませんでした。秩序あるしらすうなぎ採捕や流通の適正化のため、採捕従事者と同じように欠格事項とすべきとの理由から、第2項についても第1号及び第8号を欠格事項として追加するものです。

3ページにお戻りください。

2点目は採捕期間についてです。取扱方針第9条の採捕期間の案と月例表をお示ししております。令和4年度の案では、令和5年1月11日から同年の3月31日の間の80日間とさせていただきたいと考えております。

今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者の皆さんが強い懸念を示していること、近年のシラスウナギ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解を示したことなどの理由から、今期の採捕期間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの80日間としています。

これまでご説明した変更を加えました取扱方針・及び要領につきまして、資料の4ページから13ページの内容で意見公募を実施いたしました。4ページから5ページは県のホームページなどに掲載した意見公募のご案内、6ページから13ページは取扱方針及び要領の案でございます。意見公募の期間は、令和4年9月30日から10月17日の間で、県のホームページのほか県民室、福祉事務所などで閲覧をできるようにしました。

その結果、44名から45件のご意見が提出をされました。

別刷りでお渡しておりますA3資料の19ページをご覧ください。

出されたご意見をご紹介させていただき、それぞれに対する県の回答をご説明させていただきます。

基本的にはすべてのご意見を紹介させていただきますが、時間の関係もございますので、内容が重複する意見については、まとめてご説明をさせていただきます。

まずナンバー1の①のご意見です。

「県内養鰻事業者の池入れ可能数量が0.6トンであるのに対し、採捕量の上限が0.35トンとなっている理由を示されたい。資源保護が目的であるのであれば、それぞれの資源に与える影響を示されたい。」とのご意見です。こちらについての回答です。「ニホンウナギはその資源状況の悪化から絶滅の可能性が高まっているとして、2013年（平成25年）から環境省が、2014年（平成26年）から国際自然保護連合（IUCN）が、それぞれ絶滅危惧種（絶滅危惧IB類：近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）に指定しています。また、本県の河川におけるニホンウナギの資源状態が未だに厳しい状態にあることも踏まえ、今年度も昨年度に引き続き350kgの上限を据え置いております。採捕量の上限が資源に与える影響については現在、科学的根拠に基づいたニホンウナギ資源の持続可能な採捕可能量は国からも示されてはならず、各採捕量の上限に応じた資源への影響は明らかになっておりません。しかしニホンウナギは、上

述のとおりに絶滅が危ぶまれている絶滅危惧種であり、取り返しの付かない状態にならないように予防原則の考え方から、現状の350kgの上限を維持すべきと考えております。」

続きましてナンバー1の②のご意見です。

「採捕期間について、過去40年に渡り12月から翌3月で推移してきたが、今回は1月11日から3月末との方針が示されており、その理由は「あゆの流下稚魚が海に下るピークと重なる」、「混獲によるアユ資源への影響が懸念される」等のようなものであるが、科学的根拠をもって示されたい」とのご意見です。こちらについての回答ですが、採捕期間をご説明する際にも少しご説明させていただきましたが、「今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示していること、近年のシラスウナギ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解を示したことなどから、今期の採捕期間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの80日間としています。また、高知県内水面漁業センターの調査では、県内の各河川のアユ流下仔魚の密度のピークは11月から12月に集中しているとの結果が出ており、この時期での河口域のシラスウナギの採捕は、アユ流下仔魚が混獲される可能性が高いといえます。また、物部川で行われた調査では、12月に孵化したアユの河川への回帰率が高いとの結果も出ております。加えて、昨年度に県で実施しました火光を利用するすくい網を用いたシラスウナギ採捕によるアユ仔稚魚の混獲調査では、調査を実施した11月から4月のうち、光に集まったアユの仔稚魚が最も多く採捕されたのは12月でした。なお、今年度についてもシラスウナギ採捕によるアユの混獲状況を調査する計画となっております。」としております。これにつきまして、少し補足で説明を致します。

資料の14ページをご覧ください。こちらは内水面漁業センターが令和元年度から3年度にかけて調査し、アユ仔稚魚の密度を整理した表です。各河川バラツキはあるものの、11月から12月に流下仔魚のピークが来る河川がほとんどで、シラスウナギ採捕が盛んに行われている仁淀川と四万十川では全てのピークが11月と12月に来ています。15ページはこれより前の平成22年度から26年度にかけてのデータですが、こちらでもやはり同様の傾向が確認できます。続きまして16ページをご覧ください。こちらの資料は物部川におけるアユの孵化日と孵化日ごとの河川への遡上量を整理した資料です。上側のグラフは孵化日ごとのアユ仔魚の流下漁、下側のグラフはおおよそ、その3～4ヶ月後に河川に遡上してきた稚アユのニチレイを解析し、孵化日ごとに振り分けたものです。このグラフを見ると、11生まれのアユは量的には最も多いですが、河川に遡上し

たアユは12月生まれの方が多かったということになります。言い換えますと、12月生まれのアユは11月生まれのアユよりも河川への遡上率が高く、成魚として河川へ定着する可能性が高いことが示唆されました。なお、2021年から2022年にかけての調査でも同様の傾向が確認されました。

A 3資料の19ページにお戻りください。続きましてナンバー1の③のご意見です。

「シラスウナギの取扱方針について沿岸漁業者の意見を入れずに進めていくのはどうしてか、また今後も意見を入れずに進めていくのか」とのご意見です。こちらについての回答です。「今年度は、高知県海区漁業調整委員会及び高知県内水面漁場管理委員会に取扱方針の案を事前にお示ししたうえで意見公募するなど、ご意見を伺う回数も増やして対応してまいりました。」

続きましてナンバー1の④のご意見です。

「指定集荷人の買い取り価格に差があるようだが、県内で統一価格はできないか。」のご意見です。こちらについての回答です。「流通センターが養鰻事業者へ供給する単価については、随時養鰻生産者協議会を開催し、そこで示された最高入札価格を県内統一価格として採用しています。指定集荷人はその価格を参考に、採捕従事者からの買い取り価格についてを各地で決定しております。」

続きましてナンバー1の⑤のご意見です。

「漁業者の沿岸の漁獲量は減少しており、シラスウナギ採捕を希望する者も少なくないので、こういった希望者のために採捕人の枠を増やすように検討して欲しい。」のご意見です。こちらについての回答です。「取扱方針では昨年に続き第4条で、「許可を受けた者（以下「許可名義人」という。）ごとのしらすうなぎの採捕に従事する者（以下「採捕従事者」という。）の数は、前年度の採捕従事者数を上回らないものとし、削減に努めるものとする。」としています。絶滅危惧種に指定されているニホンウナギを持続的に利用してまいりますためにも、採捕従事者数については現状を上回らない数に抑制してまいりたいと考えております。」

続きまして20ページをご覧ください

ナンバー2のご意見です。

「方針を見ると県外へのシラスウナギ流出に制限をかけていないことに違和感を覚える。高知県産のシラスウナギの県外流出は規制すべき。」のご意見です。こちらについての回答です。「高知県のうなぎ稚魚（しらす

すうなぎ) 特別採捕許可は、県内の養鰻事業者への養殖用種苗を供給する目的で許可を行っており、一般社団法人シラスウナギ流通センター(以下、流通センター) への一元集荷を義務付けております。流通センターは県内養鰻事業者へのシラスウナギの供給を目的に組織されており、基本的には県内の養鰻事業者へ供給されています。」

ナンバー3の①のご意見は、シラスウナギの県内流通を求めのご意見で、先ほどのご意見と重複をしますので説明を省略させていただきます。

ナンバー3②のご意見です。

「採捕量の上限は正規採捕量よりも相当な量の非正規採捕量があると思うので、県内養鰻事業者が足りる量で十分ではないか。」とのご意見です。こちらについての回答です。「県は、県内の養鰻事業者への養殖用種苗の供給を目的に特別採捕を許可しており、採捕量の上限についても県内の養鰻事業の継続を念頭に設定をしております。」

ナンバー3③のご意見です。

「正規のものしか流通しなくなることが必要であり、正規流通ルートの確実性については、特別採捕の取扱方針ではかなり細かく規定されており期待が持てる。」とのご意見です。こちらに対しては「ご期待に添えるように、適正な流通が図られるよう努めてまいります。」

ナンバー3④のご意見です。

「採捕については毎年解禁するのではなく、まるまる1年禁漁にするなどの厳しい制限も必要になってくるのではと思う。」とのご意見です。こちらについての回答です。「県としましてもニホンウナギの資源状況については厳しい状況にあると捉えております。一方で、本県には18の養鰻事業者があり、シラスウナギはその事業を営む上で必要不可欠な資源でございますので、資源状態に配慮しながら採捕の許可を行ってまいりたいと考えております。」

続いてナンバー4①のご意見ですが、こちらもシラスウナギの禁漁に関するご意見で、先ほどのご意見と重複しますので説明を省略させていただきます。

ナンバー4②のご意見です。

「養鰻業者の飼育数や漁獲量を徹底管理すれば未来につながると思う」とのご意見です。こちらについての回答です。「ウナギ養殖業は平成27年度から農林水産大臣許可漁業となったことから、シラスウナギの池入れ

量については上限が設けられており、高知県内の養鰻事業者の池入れ量  
の上限が600kg余りです。本県のシラスウナギの採捕量の上限については  
350kgとしており、それに達した場合には速やかに採捕停止命令を発出い  
たします。」

続いてナンバー5のご意見です。

「・漁期中に養鰻事業者が買うのはわかるけど、漁期以外の密漁が問題  
・漁期中のみ養鰻事業者が買うようになれば密漁もなくなるのだと思  
う。」とのご意見です。こちらについての回答です。「取扱方針第9条で  
は採捕期間を明記しておりますので、いかなる状況でもその期間以外の  
シラスウナギの採捕は違法採捕となり、厳正に対処してまいります。」

続きまして21ページをご覧ください。

ナンバー6のご意見ですが、①、③につきましてはこれまでのご意見  
と重複致しますので説明を省略させていただきます。

ナンバー6②のご意見です。

「密漁者はシラスウナギを捕まえていなくても道具で判断して検挙して  
欲しい」とのご意見です。こちらについての回答です。「取扱方針第8条  
で、使用する漁具漁法は火光を利用するすくい網に限定しており、これ  
以外の方法によるシラスウナギの採捕が認められた場合には、厳正に対  
処してまいります。」

ナンバー7のご意見ですが、これまでのご意見と重複を致しますので  
説明を省略させていただきます。

続きまして22ページをご覧ください。

ナンバー8のご意見ですが、①、②、③、⑤につきましてはこれまで  
のご意見と重複致しますので説明を省略させていただきます

ナンバー8④のご意見です。

「来年以降、知事許可漁業になるが、その際に海面と内水面の協議が必  
要になるのか。こちらが意見を出すだけ無駄になるのなら、採捕期日を  
一律開始で無く、海面と内水面で違いを持たすべきでは無いか。昨年  
のように期日に違いがあると通常業務に支障を来すほどの苦情が来て、迷  
惑を被るのは事務所で仕事をしている事務員だということを理解すべ  
き。」とのご意見です。こちらについての回答です。「知事許可漁業移行  
後の制度については現在、関係者や有識者等の意見を聞きながら、当県  
にとって最適な制度設計を行っているところであり、方向性が定まった  
時点でその内容や今後の計画についてお示しをさせていただく予定で

す。」

続きまして23ページをご覧ください

ナンバー9①のご意見です。

「しらすうなぎをめぐる制度が劇的に変化する中、天然うなぎ・養殖うなぎ産業は高知県内に大きな税収をもたらすかつてないチャンスである。県を挙げて積極的かつ現実的な採捕取扱方針・採捕取扱要領・知事許可漁業等の制度作りをし、観光資源としても官民一体で盛り上げていきたい。」とのご意見です。こちらについての回答です。「高知県漁業調整規則第47条では特別採捕期間の目的を限定しており、しらすうなぎについては増養殖用種苗の採捕を目的に特別採捕許可を行うものです。知事許可漁業移行後の制度については現在、関係者や有識者等の意見を聞きながら、当県にとって最適な制度設計を行っているところであり、方向性が定まった時点でその内容や今後の計画についてお示しさせていただく予定です。」

ナンバー9②のご意見です。

「現在しらすうなぎ漁業は「国の池入上限21.7tに達した時点で採捕終了」という制限に加えて「各都道府県独自の採捕上限」も設けられており、漁業者の権利を二重に制限している。」とのご意見です。こちらについての回答です。

「高知県の特別採捕許可の上限は、高知県の特別採捕許可の採捕量に対しての上限であり、国の21.7tの上限は国際的な枠組みの中で、農林水産大臣許可を受けた養鰻事業者の池入れ数量に対しての制限です。そのいずれかに達した場合には、高知県ではシラスウナギの採捕停止となります。」

ナンバー9③のご意見です。

「続々と各都道府県で制定していた採捕上限を撤廃する動きがある中、これに準ずると同時に一極集中する力関係を解消していくべき。」とのご意見です。こちらについての回答です。「水産庁が主要な採捕県11県の令和3年漁期の採捕量の上限を整理した資料では上限を撤廃した県は無く、本県についても、ニホンウナギは絶滅が危ぶまれている絶滅危惧種であり、未だ厳しい資源状態にあることを踏まえ、現状の350kgの上限を維持すべきと考えております。」

ナンバー9④のご意見です。

「鮎や鰻の生態は現段階での解明が難しく、特別採捕取扱方針等でやみ

くもにしらすうなぎの採捕・流通共に制限をすべきではない。」とのご意見です。こちらについての回答です。

「ニホンウナギの生態については不明な部分も多く、科学的根拠に基づいたニホンウナギ資源の持続可能な採捕可能量は国からも示されてはおりませんが、取り返しの付かない状態にならないように国も示しているとおおり、予防原則の考え方から、下りウナギの保護等に各県が取り組んでいるところです。さらに本県としましては、採捕の上限を設けていると共に、特別採捕許可の目的に沿って県内養鰻事業者への供給のため、シラスウナギの一元集荷体制の仕組みを設けております。」

ナンバー9⑤のご意見です。

「鮎や鰻は主な消費者が団塊の世代であるとの声もあるなか、それぞれの価値を維持するために消費者層を広げることが必要。いかに協力して両産業を盛り上げていくかという方向にシフトチェンジしたい。内水面漁業としての取り組み、鰻業界としての取り組み、現在どのようなものがあるのか教えて欲しい。そこからさらに、今後どう発展させていくのかも積極的にPRし、参加型事業として確立させて欲しい。」とのご意見です。こちらについての回答です。「アユ、ウナギ（養鰻・天然）は高知県にとっては魅力ある貴重な内水面の資源であり、その知名度の向上や消費拡大の取組は重要だと考えております。具体的には、アユについては県では昨年、「あゆ王国高知振興ビジョン」を策定し、ビジョンの実現に向けて数々の取組がスタートしたところです。また、天然ウナギについては四万十川産を初めとして高知県産には強いブランド力があり、都市圏の市場でも高価格で取引されていることから、資源を有効に活用しつつも貴重な資源を後世に残すために保護・増殖していくことが重要と考えております。養殖ウナギにつきましては、高知県はハウス養鰻発祥の地であり、減少したとはいえ現在でも18の経営体が養鰻業の維持・発展に尽力をされています。なお、詳細につきましては、事業を担当しております水産業振興課にお問い合わせください。」

ナンバー10①のご意見です。

「何年か前に水産会館で、今回と同様に期間をずらすことを提案した時に、3月中旬～下旬はあゆの遡上と重なるので内水面との兼ね合いからできないと言われたのに、なぜ今なのか。」とのご意見です。こちらについての回答です。「今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示していること、近年のシラスウナギ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解を示したことなどから、今期の採捕期

間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの開始とし、例年通りの採捕期日80日間を確保したことから、3月末までとなりました。」

ナンバー10②のご意見は知事許可漁業についてのご質問で、知事許可漁業移行後の制度については現在、関係者や有識者等の意見を聞きながら、当県にとって最適な制度設計を行っているところであり、方向性が定まった時点でその内容や今後の計画についてお示しさせていただく予定です。

続きまして24ページをご覧ください。

ナンバー11①のご意見です。

「高知県のしらすうなぎ流通制度に関して職権的地位の乱用ではないかと思う。

- 1 規則により販売ルートを義務付けられている
- 2 規則で流通センターを通じて県内業者に売られる
- 3 流通センターの規則によりセンターの買取価格は県内養殖業者が決められている
- 4 センター買取価格は全国平均よりも相当安い
- 5 流通センターは民間組織でそのセンター長は県内養殖業者
- 6 規則により中間流通業者が指定されており採捕者は中間流通業者への販売義務
- 7 採捕許可は指定集荷人、現場責任者が取りまとめて申請する地域があり指定集荷人、現場責任者に睨まれると許可が取りにくい上、採捕報告も自分で出来ない為に指定集荷人、現場責任者には逆らえない

以上のことから県内養鰻業者と流通センターは不公正な競争で採捕者の利益侵害をしているのではと思う。」とのご意見です。こちらについての回答です。「取扱方針第5条ではシラスウナギの一般社団法人シラスウナギ流通センター（以下、流通センター）への一元集荷を義務付けております、流通センターは基本的には集荷したすべてのシラスウナギを県内養鰻事業者へ供給する仕組みになっております。高知県のうなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕許可は、県内の養鰻事業者への養殖用種苗を供給する目的で許可を行っており、今年度の特別採捕許可についても許可の目的に変更は無く、引き続き流通センターの一元集荷の仕組みは必要であると考えております。また、流通センターが養鰻事業者へ供給する単価については、随時養鰻生産者協議会を開催し、そこで示された最高入札価格を県内統一価格として採用しています。令和3年度の流通センターのシラスウナギの最終的な供給単価は154万円/kgとなっており、同じように統一の単価を持っている宮崎県の単価は130万円/kg、静岡県は140

万円/kgであったことから、高知県が突出して安値という状況ではございませんでした。なお、各地の採捕従事者の選定については許可を受けた名義人が決定しております。」

ナンバー11②のご意見です。

「採捕期間が1月からであるが、もし他県で12月から漁があった場合、採捕期間の変更が無いと採捕者はやりたくない密漁に行かないと価格下落や買い止めの危険性があり大変な事態を招く恐れがあるので、弾力的な運用を要望する。誰も好き好んで犯罪したくない。多くの採捕者の望みである。」とのご意見です。こちらについての回答です。「取扱方針については各方面の関係者との調整等を経て策定されるものであり、その弾力的な運用は行わない方針です。なお、採捕期間については取扱方針第9条に明記しておりますので、いかなる状況でもその期間以外のシラスウナギの採捕は違法採捕となり、厳正に対処してまいります。」

ナンバー11③のご意見です。

「高知新聞に今の制度を作った時に反社会的勢力が意見をまとめたという記事があったが、この制度を継続するということは反社会的勢力を認めているのと同じになる危険性があるように思う。」とのご意見です。こちらについての回答です。「取扱方針第6条ではシラスウナギに関する者の欠格事項を整理しており、暴力団とのあらゆる関与が認められた場合には、採捕従事者や指定集荷人等になれないこととなっております。このような方針を適切に運用し、反社会勢力の関与の排除を進めてまいります。」

ナンバー12①のご意見ですが、これまでのご意見と重複致しますので説明を省略させていただきます

ナンバー12②のご意見です。

「採捕期間を令和4年12月12日から令和5年3月31日までとして欲しい。」とのご意見です。こちらについての回答です。「採捕数量の上限の考え方と同様に、ニホンウナギの資源現状等を鑑み、昨年につき80日間としています。」

25ページをご覧ください。

ナンバー13①のご意見ですが、これまでのご意見と重複致しますので説明を省略させていただきます

ナンバー13②のご意見です

「採捕上限が600kgとなり全量が高知県しらすうなぎ流通センターに集まったとしても、池入の準備がなければ特例での県外出荷となる。そうになると、県独自の上限に達した後に池入を希望する場合、海外や県外から高額なしらすうなぎを買う必要性もでてくる上に、高知県が出荷制限をしている状態では他県が積極的に譲ってくれる保障はどこにもなく、実質養鰻場の経営を圧迫している。よって、制度・制限として現実的なものではないし、まとまった数量を集められる業者から公的に売買できる仕組みに変えるべきではないか。」

とのご意見です。こちらについての回答です。「取扱方針第5条ではシラスウナギの一般社団法人シラスウナギ流通センター（以下、流通センター）への一元集荷を義務付けております、流通センターは基本的には集荷したすべてのシラスウナギを県内養鰻事業者へ供給する仕組みになっております。高知県のうなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕許可は、県内の養鰻事業者への養殖用種苗を供給する目的で許可を行っており、今年度の特別採捕許可についても許可の目的に変更は無く、引き続き流通センターの一元集荷の仕組みは必要であると考えております。」

ナンバー13③のご意見です。

「採捕から養殖業者が池入するまでに、何段階も手数料を発生させる制度にすべきではない。水産流通適正化法の適用に向けてしらすうなぎ取扱業者の登録基準を全国一律にし、間口を大きく、違反者は厳格に処分するという体制作りをして欲しい。現行制度では統一供給価格が先行している上に何段階もの流通過程があるため、採捕者がより安値で売り渡さなくてはならない状況が続いている。さらに、流通過程が増えれば増えるほど手数料過多によるしらすうなぎ価格高騰で、全体の活鰻相場や末端販売価格に顕著に影響を与えるだけでなく、過剰な価格設定はうなぎ産業全体の衰退に繋がる。ゆえに、水産流通適正化法の適用後はロット番号が付与されたどの段階でも売買ができる体制にすることを強く要望する。」とのご意見です。こちらについての回答です。「シラスウナギについては令和7年度から、特定水産物の流通の適正化に関する法律（以下、流通適正化法）の対象種に含まれる予定になっておりますが、その運用方法等の詳細が現時点では国から示されておりません。制度が明らかになりましたら、本県のシラスウナギ流通の適正化のため、適切な導入に向けた検討を進めてまいります。」

ナンバー13④のご意見です。

「何においても内内で進めるのではなく、他県のように全関係者を巻き

込んだ説明会や意見交換会で「資源保護と各産業の共存」という大きな目標に向けて意識を統一し、河川や漁場の環境を守る取り組みに参加させて欲しい。1匹数千～数万の卵を産むという鮎の生存率をあげる取り組みにも目を向けるなど、うなぎ関係者も協力する意識を持てるよう様々なイベントを開催してはどうか。これは高知県の観光資源を守り、さらには県民の資産にもなりうるため、漁業管理課にとどまらず県全体の事業として一般にも広く周知し、クラウドファンディング等で全国から資金を募り注目を集めるのも1つの手であろう。」とのご意見です。こちらについての回答です。「特別採捕許可の取扱方針の内容に直接関係するものではございませんので、この場での回答は控えさせていただきますが、ご意見は担当課に共有させていただきます。」

ナンバー13⑤のご意見です。

「しらすうなぎ取扱者は、ロット番号付与可能業者から養殖場まで一律数千円/kgの賦課金を納め、この全てを河川や漁場の環境保全活動に使うというのはどうか。」とのご意見です。こちらについての回答です。「流通適正化法導入後についてのご意見かと存じます。流通適正化法につきましては制度が明らかになりましたら、本県のシラスウナギ流通の適正化のため、適切な導入に向けた検討を進めてまいります。」

続きまして26ページをご覧ください。

ナンバー14のご意見ですが、①、②、③につきましてはこれまでのご意見と重複致しますので説明を省略させていただきます

ナンバー14④のご意見です。

「新たな指定集荷人について、許可名義人からの推薦状があれば、犯罪歴、暴対法に引っかかるかどうかで判断されるとの理解で良いか」とのご意見です。こちらについての回答です。「新たな指定集荷人についてのご意見がございましたが、許可名義人が必要と認め集出荷代行契約を結び、流通センターとの協定が整い、取扱方針第6条第2項及び第3項の欠格事項に当たらないことが確認できれば、その方を指定集荷人として特別採捕許可を行っております。」

ナンバー15のご意見です。

「シラスウナギの採捕期間が令和5年1月11日から3月31日までとなっているが、もじゃこの採捕期間と一ヶ月も重なっており、シラスウナギの採捕者がもじゃこ船に乗っているので困る。せめて3月10日には漁期を終了して欲しい。漁業者の意見も聞き入れてもらいたい。」とのご意見です。こちらについての回答です。「採捕期間を含む取扱方針については

各方面の関係者との調整等を経て策定されるものであり、ご理解のほどをお願い致します。」

続きまして27ページをご覧ください。

ナンバー16から32のご意見については内容が重複しますので、まとめて説明をさせていただきます。

「採捕期間が1月11日からでは遅い。高い値段の付く12月からの採捕期間に戻して欲しい。シラスウナギ漁の収入で生活している人の生活が困窮する。」とのご意見です。こちらについての回答です。「今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示していること、近年のシラスウナギ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解を示したことなどから、今期の採捕期間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの80日間としています。なお、シラスウナギの時期別の単価ですが、令和3年度漁期の一般社団法人シラスウナギ流通センターの12月の平均買取価格は税別で100万円/kg、1月が113万円/kg、2月と3月が130万円/kgでした。」

続きまして28ページをご覧ください。

ナンバー33から37のご意見については、これまでのご意見と重複致しますので説明を省略させていただきます。

ナンバー38のご意見です。

「ニホンウナギは食文化として、また河川で親しまれる身近な自然として、日本人には無くては成らない、極めて重要な水産資源である。しかし近年、資源状況の悪化から絶滅危惧種に指定されており、その利用については資源保護の考えを前提に行われるべきであり、古くから河川で漁業権を設定してウナギ資源を管理し、利用してきた内水面漁業関係者は、河川に上るシラスウナギの無秩序な漁獲に対して非常に大きな懸念を持っている。一方でウナギの食文化を支える養鰻事業者にとってシラスウナギはまさに生命線で、この資源がなくては事業を営むことができず、必要不可欠な存在である。このような中、県の特別採捕許可は、高知県内の養鰻事業者への池入れを目的としており、この方向性は高知県の河川に遡上してきたシラスウナギの漁獲を必要最小限に抑え、過剰とならないよう予防する上でも重要であると考えます。」

10/1付けの高知新聞に、内水面関係者が養鰻事業者と協議し、資源保護と活用策をともに考えていく、という関係者のコメントが掲載されていた。立場の異なるこの両者が、資源管理を前提としたニホンウナギの

適切な活用方法を協議することは、持続的にこの重要な資源を活用していく道筋の見える明るい兆しである。高知県の特別採捕許可の取扱方針は、遙かな海を渡り県内河川に遡上してきたシラスウナギの採捕について、内水面漁業関係者が合意し、県内養鰻事業者が事業を営むための必要最小限の適切な形となることを望む。」とのご意見です。こちらについての回答です。「ご意見の通り、ニホンウナギは絶滅危惧種に指定されているものの、養鰻業事業者や内水面漁業者にとっては必要不可欠なものでございます。従いまして、資源保護に配慮した上で適切に利用する方向性が大変重要だと考えております。なお、取扱方針第7条で採捕量の上限については350kgを設定しておりますので、それに達した場合には速やかに採捕停止命令を発出し、必要最小限の利用となるよう努めてまいります。」

続きまして29ページをご覧ください。

ナンバー39のご意見については、これまでのご意見と重複致しますので説明を省略させていただきます。

ナンバー40①のご意見です。

「大きな変更のあった採捕期間であるが、これまでは早期の池入れを希望する養鰻生産者がいるため、開始時期が12月であったと聞いている。一方この時期に海岸近くに生息するアユは遊泳能力も低く、シラスウナギ漁がアユ稚魚に悪影響を及ぼすのでは無いかとの危惧が内水面漁業関係者にはあった。今回、採捕の開始を1月に遅らせたことでこの心配が大きく軽減されたことは大きな前進と考えられる。この英断について、養鰻団体を初め、関係者の多大な努力に敬意を表したい。」とのご意見です。こちらについての回答です。「ご指摘のとおり、今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示していること、近年のシラスウナギ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解を示したことなどから、今期の採捕期間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの80日間としています。」

ナンバー40②のご意見です。

「次年度はシラスウナギ漁が許可漁業へと移行するが、引き続き内水面資源保護の観点を持った制度になることを願う。」とのご意見です。こちらについての回答です。「知事許可漁業移行後の制度については現在、関係者や有識者等の意見を聞きながら、当県にとって最適な制度設計を行っているところであり、方向性が定まった時点でその内容や今後の計画

についてお示しさせていただく予定です。」

続きまして30ページをご覧ください。

ナンバー41のご意見ですが、①から④につきましてはこれまでのご意見と重複致しますので説明を省略させていただきます。

ナンバー41⑤のご意見です。

「集出荷体制について、採捕許可を取得する漁協はどうなっているのか。」とのご意見です。こちらについての回答です。「許可名義人が必要と認め集出荷代行契約を結び、流通センターとの協定が整い、取扱方針第6条第2項及び第3項の欠格事項に当たらないことが確認できれば、その方を指定集荷人として特別採捕許可を行っております。」

31ページをご覧ください。

ナンバー42①のご意見です。

「われわれ内水面漁協は、流域の社会的共通資本である河川における自然資本であるウナギやアユ等の漁業権魚種について、漁業法に基づいて、適正に増殖を行って持続的に利用していくことを大前提として、漁業権を付与されている。その増殖行為として、アユと同様ウナギにおいても、ダム上流部は種苗放流に頼らざるを得ないが、その資源の大半を天然遡上に依存している下流部においてはいかに多く稚魚を遡上させて、育てていくかが重要と考えている。そのため物部川においても、河川管理者に対して河口の開削や成育場である瀬の再生等を働きかけるとともに、組合員に対してもウナギの採捕期間を、5月からとしたり、いしぐろ漁を禁止したりして、資源保護に努めている。そうしたことに加え、ウナギ資源の危機的な現状では、シラスウナギの採捕は全面的に禁止すべきであるというのが大多数の組合員の意見でもある。ただ、長年にわたるシラスウナギ採捕の経緯や県内養鰻業者の生き残りも考えて、内水面漁協と養鰻業者で協議を重ねて、採捕期間や数量等について取り決めた今回の取扱方針等については、尊重したいと考えている。」とのご意見です。こちらについての回答です。「県としましてもご指摘にありましており、ニホンウナギの資源状況については厳しい状況にあると捉えておりますが、本県には18の養鰻事業者が存在し、シラスウナギはその事業を営む上で必要不可欠な資源でございますので、資源状態に配慮しながら採捕の許可を行ってまいりたいと考えております。」

ナンバー42②のご意見です。

「ウナギ資源については、その資源量や生活史が十分解明されていない

部分が多いが、採捕数量等についても、本来は資源論に基づいて決めていくべきものであり、それが十分解明されない間は、すべての環境問題や資源問題と同様に予防原則を働かせて、抑制的にふるまうべきである。いずれにしても、ウナギ資源は高知県民にとって将来にわたって、持続的に利用していくべき大事な自然資本であるので、他県の養鰻振興のための“シラスウナギ供給県”となるようなことがないように、来年以降の許可漁業化にあたって関係者との十分な協議と慎重な取り扱いを要望するものである。」とのご意見ですが、知事許可漁業についてのご意見であり、方向性が定まった時点でその内容や今後の計画についてお示しさせていただく予定です。

ナンバー43①のご意見です。

「内水面漁協は河川内でのシラスウナギ採捕の禁止や漁獲圧力の制限などの資源保護に取り組んできており、組合員からはシラスウナギ採捕は禁止すべきとの意見も多い。これまで12月からであったシラスウナギの採捕が1月からとなったことは内水面漁業にとっては大きな前進であり、アユ流下仔魚への影響が軽減されることを期待している。」とのご意見です。こちらについての回答です。「今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示していること、近年のシラスウナギ採捕は1月以降の後半に漁が本格化していること、県内の養鰻事業者が1月からの開始に理解を示したことなどから、今期の採捕期間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの80日間としております。」

ナンバー43②の意見です。

「来年以降の許可漁業化についても、内水面資源保護の観点から、関係者との十分な協議を要望する。」とのご意見ですが、知事許可漁業についてのご意見であり、方向性が定まった時点でその内容や今後の計画についてお示しさせていただく予定です。

続きまして最後の32ページをご覧ください。

ナンバー44の①ご意見です。

「採捕期間について、本年は1/11～3月末までという県の方針案が示された。近年、地球温暖化の影響を受け、アユの産卵時期が例年より一ヶ月間遅れて12月がメインとなっており、この時期とシラスウナギの採捕が重なることが懸念されている。このことから特別採捕の開始時期を1月からとする案となったと思われるが、これは県の英断である。最近、高知県のシラスウナギ採捕は12月はほとんど採れず、漁期後半に集中す

ることが多い傾向にある。また、高知県内の養鰻業は、土用の丑の日の出荷を目標に早期に種苗を必要とする業者は1～2割程度で、多くは2～3月の種苗で間に合うはずであり、県内養鰻業への影響は大きくないのではないかと。むしろ、早期の12月種苗は県外に高値で違法流通している可能性があり、これは高知県の利益に反していると言わざるを得ない。」とのご意見です。こちらについての回答です。「ご意見のとおり、今期については、河口域で生活するアユの流下仔魚の混獲に対して内水面漁業関係者が強い懸念を示していることなどから、今期の採捕期間を開始が例年よりも約一ヶ月遅い1月11日からの80日間としています。」

ナンバー44②のご意見です。

「ウナギはもともと川の魚で、近年資源量は急速に減少しており、この原因は河川環境の変化もあるがシラスウナギの採捕によるものである。来年からシラスウナギ漁は漁業化することが決定しているが、県はこれ以上、高知県の大事な資源を減らさないように、高知県独自の採捕量・採捕期間を定め、産業振興のためにその全てを高知県内の養鰻事業者のために池入れできるようにお願いしたい。そして予定数量に達したらすぐに採捕を停止し、川の資源として残してもらいたい。県内養鰻業のための一部の利用とすれば、川に現在よりもウナギが増えて産卵にも寄与し、資源の循環が成り立つこととなるのでお願いしたい。」とのご意見ですが、知事許可漁業についてのご意見であり、方向性が定まった時点でその内容や今後の計画についてお示しをさせていただく予定です。

最後に、ナンバー45のご意見です。

「高知県の特別採捕許可における指定集荷人の選定において、海区漁業調整委員会の要職にある委員が昨年度、漁業調整規則違反で逮捕され有罪となり、執行猶予期間中の関係者を、県西部の許可名義人のところへ推薦活動を行った。特別採捕許可の取扱方針を中立公平な立場で審議する者として適格性に欠ける行為であり、公明正大な対応をお願いしたい。」とのご意見です。こちらについては「特別採捕許可の取扱方針の内容に直接関係するものではございませんので、回答は控えさせていただきます。」

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

林田会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

林田会長

ないようですね。

意見書がちょっと養鰻業者の方から来ています。

「特別採捕許可における指定集荷人の選定において、海区漁業調整委員会の要職にある委員が、漁業調整規則違反で逮捕され有罪となり、執行猶予期間中の関係者を、県西部の許可名義人のところへ推薦活動を行った。特別採捕許可の取扱方針を中立公平な立場で審議する者として適格性に欠ける行為であり、公明正大な対応をお願いしたい」

という養鰻業者から意見書が届いております。

このような問題があり、人選も含め、適切な対応をしていただきたいと思っております。県の方にはお願いしたいと思っております。

林田会長

あとほかございませんでしょうか。

他にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

第3号議案「令和4年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針について」は、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

林田会長

それでは、異議がないようですので、原案のとおり承認いたします。

林田会長

続きまして報告事項です、

「うなぎ稚魚（しらすうなぎ）採捕による混獲調査について」、事務局の説明を求めます。

谷口書記

はい、会長。こちらにつきましては昨年度から開始をいたしました、しらすうなぎ採捕による本格調査について、今年度の途中経過についてご説明をさせていただくものです。実際に調査計画や立案を行っております内水面漁業センターよりご説明を差し上げます。よろしく申し上げます。

先ほどのA4の綴りの一番後ろに報告事項の資料が閉じられておりますのでご覧ください。

石川チーフ

あらためて、調査を行います内水面漁業センターの石川の方から簡単に説明させていただきます。

目的は、あゆ仔稚魚のしらすうなぎ採捕における混獲状況、灯火への蝟集状況およびしらすうなぎの来遊・遡上状況を明らかにするものです。

調査方法等については、調査回数は令和4年12月から4月までの期間に月2回ずつ、計10回を予定しております。時期の判断ですが、12月から1月につきましては「あゆ流下期」、2月以降を「あゆ遡上

期」として考えております。

調査場所につきましては、県東部の河川、県中部の河川、県西部の河川の河口で各1地点ずつ、実施するようにしています。

調査員ですが、1地点あたり3名程度、調査用具に関しましては水中灯、すくい網ということで昨年用いた物と同様になります。

調査内容ですが、一つ目がしらすうなぎ採捕時のあゆ仔稚魚の混獲等調査で、すくい網で採捕したしらすうなぎを、混獲物とともにバケツに收容しまして、調査終了後、しらすうなぎは計数して放流、混獲物はアルコール固定して持ち帰り、同定と計数を行います。

②としまして、定置網による河川内に遡上しておりますしらすうなぎの採捕試験、こちらの方を予定しております。

高知県中部の小河川1地点で河口域に小型定置網を設置し、しらすうなぎの来遊状況及び遡上状況を把握するものです。

以上です。

林田会長

はい、ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

あゆの混獲調査の方なんですけども、各河川いろいろ状況は違いますので、なるだけ多くの河川の状況を調べていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

他、ございませんでしょうか。

西山副部長

会長、ちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。さきほどの養鰻事業者さんからの要請書でございますが、県宛てになっておるのでございましょうか、それとも内水面漁場管理委員会宛てになっておるんでございましょうか。

林田会長

管理委員会宛てに養鰻業者さんから届いております。意見書でしょう。

西山副部長

ちょっと小休をいただいてよろしいでしょうか。申し訳ございません。

林田会長

はい、どうぞ。

ただいまから小休をいたします。

(小休)

林田会長

よろしいでしょうか。

西山副部長

よろしいでしょうか。申し訳ございません。確認させていただくと委員会宛ての意見書ということですので、委員会としてその意見書をどう扱うかという事を表明していただくのがよろしいかと思えます。例えばですけども、この意見に沿って県に併せてお願いします、例えばですよ。あるいは委員会としては意見は表明しないけど、県は何らかの対応を、県に対応をお任せしますとするのか、まあ、そのあたりは皆さんでご意見をいただきたいと。私どもがそれを誘導するという事はありえませんが、お願い致します。

林田会長

わかりました。それでは、まあ、最後の45ですよ。45番目。ナンバー45のこの部分に当たるものと思います。で、その部分でその県の方が直接関係するものではないということで回答いただいておりますので、どうしようかな。

谷口書記

直接関係するものではないというようにお答えをしましたのは、今回、その意見公募が取扱方針の制定についてのご意見を伺っておりまして、高知海区漁業調整委員会の要職にある方のこういった行動とかいうことについて、ご意見を伺ったものではないものですから、そういうことは直接、関係はないということで、こういう整理をさせていただいております。

林田会長

わかりました。じゃあ、これでまだちょっと、その、これからの課題になってくると思えますので、どうしましょう。この会でも、次の会なんかで議題に入れたりすることはできるんでしょうか。むずかしい。

谷口書記

議題と申しますのは、何か審議をしていただく事になるんですけども、その内容を内水面漁場管理委員会でご審議いただきたく思います。

林田会長

どうぞ。

川村委員

内容が詳しく分かりませんが、大変な問題だと思いますので、県の方で究明していただければと思います。

林田会長

今、県の方で対応をとということでありましたが、他にご意見ございませんか。

井上書記長

養鰻の方としてはそういった気持ちでご意見を出されたと思えますの

で、それを内水面委員会としてどう取り扱うのか、そもそも意見を受けて県の方にといいのか、委員会としてまた別の手法をとるのかということですね、委員会の意見としてお示ししていただければと思います。

林田会長

これは委員会としてこれは対応していかなければならない。また養鰻の方のこの場での発表ということでよろしいでしょうか。

あくまでも養鰻業界からの発表ということでよろしいですか。そういうことでいただきましたので、養鰻業界からそうさせていただきます。

わかりました。それでは報告事項、ほかに何かないでしょうか。

ないようですので、

それでは、これをもちまして第8回高知県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第21期第8回高知県内水面漁場管理委員会の議事録に相違ありません。

議 長 林田 千秋 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 百田 美知 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 堀澤 栄 \_\_\_\_\_